

令和 7 年 1 月 3 日開会  
令和 7 年 1 月 日閉会

## 令和 7 年第 4 回八百津町議会（定例会）議案

八百津町議会

## 令和7年第4回八百津町議会定例会議事日程表

令和7年12月3日 午 時 分開議

日程第1	諸般の報告	
日程第2	会議録署名議員の指名	
日程第3	議席の一部変更	
日程第4	会期の決定	
日程第5	議案第61号 八百津町収入印紙等購買基金条例の一部を改正する等の条例について	1
日程第6	議案第62号 八百津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3
日程第7	議案第63号 八百津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	5
日程第8	議案第64号 八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	7
日程第9	議案第65号 八百津町介護保険条例の一部を改正する条例について	9
日程第10	議案第66号 八百津町火入れに関する条例の一部を改正する条例について	11
日程第11	議案第67号 八百津町附属機関設置条例の一部を改正する条例について	13
日程第12	議案第68号 八百津町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	15
日程第13	議案第69号 八百津町水道給水条例及び八百津町下水道条例の一部を改正する条例について	17
日程第14	議案第70号 八百津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例について	20
日程第15	議案第71号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第6号）	別冊
日程第16	議案第72号 令和7年度八百津町介護保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
日程第17	議案第73号 財産の取得について	34
日程第18	議案第74号 指定管理者の指定について	35

日程第 19	議案第 75 号	美濃加茂市と八百津町の定住自立圏形成協定を変更することについて	36
日程第 20	議案第 76 号	八百津町過疎地域持続的発展計画の変更について	37
日程第 21	議案第 77 号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	38



議案第 61 号

八百津町収入印紙等購買基金条例の一部を改正する等の条例について

八百津町収入印紙等購買基金条例の一部を改正する等の条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 23 日提出

八百津町長 金子政則

令和7年八百津町条例第　　号

八百津町収入印紙等購買基金条例の一部を改正する等の条例

(八百津町収入印紙等購買基金条例の一部改正)

第1条 八百津町収入印紙等購買基金条例（平成23年八百津町条例第1号）の一部を  
次のように改正する。

第1条中「、岐阜県収入証紙」を削る。

(八百津町収入印紙等購買基金条例の廃止)

第2条 八百津町収入印紙等購買基金条例は、廃止する。

附　則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年2月1日  
から施行する。

(提案説明)

岐阜県が使用料及び手数料の徴収について証紙による収入の方法を廃止することから、条例の一部を改正する。併せて、収入印紙等についても庁舎内での販売を取りやめることとするため、条例を廃止する。

議案第 62 号

八百津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

八百津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 3 日提出

八百津町長 金子政則

## 令和7年八百津町条例第 号

### 八百津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八百津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八百津町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （提案説明）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

議案第 63 号

八百津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び  
八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例について

八百津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び八百  
津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一  
部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

八百津町長 金子政則

## 令和7年八百津町条例第 号

八百津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び  
八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例

(八百津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正)

第1条 八百津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年八百津町条例第23号) の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。  
(八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部改正)

第2条 八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例 (平成26年八百津町条例第21号) の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号 (幼保連携型認定  
こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2  
第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28  
条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### (提案説明)

児童福祉法等の一部を改正する法律 (令和7年法律第29号) の施行に伴い、関係条  
例の整理を行うため、条例の一部を改正する。

議案第 64 号

八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 23 日提出

八百津町長 金子政則

令和7年八百津町条例第　　号

八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八百津町国民健康保険税条例（昭和39年八百津町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない理由により、期限までに提出できないときは、この限りでない。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年11月1日から適用する。

（提案説明）

国民健康保険税の減免申請において、災害時などやむを得ない理由により期限までに申請書の提出ができない場合に対応するため、条例の一部を改正する。

議案第 65 号

八百津町介護保険条例の一部を改正する条例について

八百津町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 23 日提出

八百津町長 金子政則

令和7年八百津町条例第　　号

八百津町介護保険条例の一部を改正する条例

八百津町介護保険条例（平成12年八百津町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない理由により、期限までに提出できないときは、この限りでない。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年11月1日から適用する。

（提案説明）

介護保険料の減免申請において、災害時などやむを得ない理由により期限までに申請書の提出ができない場合に対応するため、条例の一部を改正する。

議案第 66 号

八百津町火入れに関する条例の一部を改正する条例について  
八百津町火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 23 日提出

八百津町長 金子政則

## 令和7年八百津町条例第　　号

### 八百津町火入れに関する条例の一部を改正する条例

八百津町火入れに関する条例（昭和59年八百津町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「強風注意報、異常乾燥注意報又は」を「、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは」に、「ときは」を「場合には」に改める。

### 附　則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

#### （提案説明）

気象注意報等に係る用語を改めるとともに、新たに林野火災に関する注意報を規定するため、条例の一部を改正する。

議案第 67 号

八百津町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

八百津町附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

八百津町長 金子政則

令和7年八百津町条例第 号

八百津町附属機関設置条例の一部を改正する条例

八百津町附属機関設置条例（令和5年八百津町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条の表）町長の部に次のように加える。

八百津町上下水道料金検討委員会	町の水道使用料金及び下水道使用料等について必要な事項を調査、検討及び審議すること。
-----------------	---

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案説明）

適正な上下水道料金水準の検討、審議を目的として、新たに設置する八百津町上下水道料金検討委員会を附属機関に追加するため、条例の一部を改正する。

議案第 68 号

八百津町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例について

八百津町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 3 日提出

八百津町長 金子政則

令和7年八百津町条例第 号

八百津町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

八百津町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年八百津町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

空家等対策協議会委員	日額 6,000円
教育支援委員会委員	日額 6,000円

」を

「

空家等対策協議会委員	日額 6,000円
八百津町上下水道料金検討委員会委員	日額 6,000円
教育支援委員会委員	日額 6,000円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案説明）

新たに設置する八百津町上下水道料金検討委員会の委員を非常勤の特別職職員として追加し、報酬等を定めるため、条例の一部を改正する。

議案第 69 号

八百津町水道給水条例及び八百津町下水道条例の一部を改正する条例について  
八百津町水道給水条例及び八百津町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり  
定める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

八百津町長 金子政則

令和7年八百津町条例第 号

八百津町水道給水条例及び八百津町下水道条例の一部を改正する条例  
(八百津町水道給水条例の一部改正)

第1条 八百津町水道給水条例（平成4年八百津町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者（以下これらの者を「他の市町村長等」と総称する。）に給水装置の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第8条第2項及び第4項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の市町村長等」を加える。

第8条の2第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の市町村長等」を加える。

第9条第1項中「又は」を「、」に改め、「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の市町村長等」を加える。

第10条第3項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の市町村長等」を加え、「水道工事指定店」を「指定給水装置工事事業者又は他の市町村長等」に改める。

第19条第2項中「又は」を「、」に改め、「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の市町村長等」を加える。

第32条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の市町村長等」を加え、「申込」を「申込み」に改める。

(八百津町下水道条例の一部改正)

第2条 八百津町下水道条例（平成8年八百津町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第9条第3号ウを削り、同条に次の1号を加える。

(4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### (提案説明)

災害その他非常の場合において早期復旧するために、他の市町村長等が指定した指定工事事業者等により、給水装置又は排水設備等の工事を実施できるようにするとともに、所要の規定の整備を行う必要があるため、条例の一部を改正する。

議案第 70 号

八百津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例について  
八百津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり  
定める。

令和 7 年 1 月 3 日提出

八百津町長 金子政則

令和7年八百津町条例第 号

八百津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例

(八百津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第1条 八百津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和61年八百津町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「1,000円」を「1,500円」に改める。

別表中

「

がれき類	町内の家庭から排出されるものについて、町長が指示する場所に搬入されたものを処分するとき。	300キログラム未満 無料 300キログラム以上 300円 (100キログラム増すごとに300円加算)
------	--	---

」を

「

がれき類	町内の家庭から排出されるものについて、町長が指示する場所に搬入されたものを処分するとき。	300キログラム未満 無料 300キログラム以上 400円 (100キログラム増すごとに400円加算)
------	--	---

」に

改める。

(八百津町農村コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 八百津町農村コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭和61年八百津町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第9条関係）

区分	単位	使用料			冷暖房料 (午前・午後 ・夜間各1回につき)
		午前 (8時30分～ 12時30分)	午後 (13時～ 17時)	夜間 (17時30分～ 21時30分)	
久田見生	調理室	1回につき	2,200円	2,200円	2,200円
	活改善セ茶花道室	〃	900円	900円	900円
					800円

センター	講習及び会議室	〃	1,500円	1,500円	1,500円	
久田見環境改善センター	多目的ホール	〃	3,000円	3,000円	3,000円	800円
	和室	〃	1,500円	1,500円	1,500円	
潮南環境改善センター	多目的ホール	〃	3,000円	3,000円	3,000円	
	小会議室	〃	1,000円	1,000円	1,000円	
農業者研修センター	和室	〃	1,500円	1,500円	1,500円	800円
	研修室	〃	1,500円	1,500円	1,500円	
	料理コーナー	〃	2,200円	2,200円	2,200円	
農業者研修センター	多目的ホール	〃	3,000円	3,000円	3,000円	800円
	営農相談室	〃	1,000円	1,000円	1,000円	
	和室（1階）	〃	700円	700円	700円	
	和室（2階）	〃	1,500円	1,500円	1,500円	
	研修室	〃	1,500円	1,500円	1,500円	
	料理実習室	〃	2,200円	2,200円	2,200円	
備考	1 午前、午後及び夜間にわたって使用する場合は、各々の使用料の合計金額とする。 2 使用者は、自らの営利につながる内容で施設を使用する場合は、この表に定める金額の2倍の額とする。 3 使用時間を算定する場合、1時間を単位とし、1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に繰り上げるものとする。 4 石油ストーブ等を使用する場合は、午前・午後・夜間各1回1個につき300円を使用料に加算する。 5 この表以外の使用料は、町長が定める。					

(八百津町法定外公共物管理条例の一部改正)

第3条 八百津町法定外公共物管理条例（平成15年八百津町条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1（2）中

〔

店舗、工場等主として営業の用に供するもの	使用面積1平方メートルにつき1年	350円
温泉敷地	使用面積1平方メートルにつき1年	200円
電柱	1本につき1年	280円

鉄塔	使用面積1平方メートルにつき1年	200円
管類埋設物	使用面積1平方メートル、長さ10メートルにつき1年	100円
えん堤、水路、物洗場	使用面積1平方メートルにつき1年	200円
軌条	使用面積1平方メートルにつき1年	420円
漁業用工作物	使用面積1平方メートルにつき1年	310円
横過工作物	長さ10メートルにつき1年	100円

」を

「

店舗、工場等主として営業の用に供するもの	使用面積1平方メートルにつき1年	330円
温泉敷地	使用面積1平方メートルにつき1年	170円
電柱	1本につき1年	330円
鉄塔	使用面積1平方メートルにつき1年	330円
管類埋設物	使用面積1平方メートル、長さ10メートルにつき1年	90円
えん堤、水路、物洗場	使用面積1平方メートルにつき1年	170円
軌条	使用面積1平方メートルにつき1年	330円
漁業用工作物	使用面積1平方メートルにつき1年	170円
横過工作物	長さ10メートルにつき1年	90円

」に

改める。

別表第2中

「

砂利	採取量1立方メートルにつき	210円
砂	採取量1立方メートルにつき	210円
土砂	採取量1立方メートルにつき	210円
れき（栗石）（径5センチメートル以上15センチメートル未満のもの）	採取量1立方メートルにつき	210円
玉石（径15センチメートル以上30センチメートル未満のもの）	採取量100キログラムにつき	168円
転石（岩石を含む。30センチメートル未満のもの）	採取量100キログラムにつき	168円

ル以上的もの)		
粘土質 (堤防土及び肥料土を含む。)	採取量1立方メートルにつき	210円

」を

「

砂利	採取量1立方メートルにつき	220円
砂	採取量1立方メートルにつき	220円
土砂	採取量1立方メートルにつき	220円
れき (栗石) (径5センチメートル以上15センチメートル未満のもの)	採取量1立方メートルにつき	220円
玉石 (径15センチメートル以上30センチメートル未満のもの)	採取量100キログラムにつき	176円
転石 (岩石を含む。30センチメートル以上のもの)	採取量100キログラムにつき	176円
粘土質 (堤防土及び肥料土を含む。)	採取量1立方メートルにつき	220円

」に

改める。

別表第3中

「

鉱工業の用に供するもの	流水占用毎秒1リットルにつき1年	3,860円
製材業、製陶業等の水車の用に供するもの	流水占用毎秒1リットルにつき1年	390円

」を

「

鉱工業の用に供するもの	流水占用毎秒1リットルにつき1年	4,050円
製材業、製陶業等の水車の用に供するもの	流水占用毎秒1リットルにつき1年	410円

」に

改める。

(八百津町公園条例の一部改正)

第4条 八百津町公園条例(昭和59年八百津町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第11条関係）

施設	区分	単位	区分	使用料（円）			
				午前	午後	夜間	照明料
蘇水公園	野球場	1回につき	町内団体	2,700	2,700	2,700	8,400
			町外団体	4,100	4,100	4,100	10,100
	野球場 (ソフト)	〃	町内団体	2,700	2,700	2,700	3,600
			町外団体	4,100	4,100	4,100	4,300
テニスコート	1面につき	町内団体	900	900	900	1,500	
		町外団体	1,400	1,400	1,400	2,300	
	多目的広場 (全面)	町内団体	2,600	2,600	2,600	3,000	
		町外団体	5,200	5,200	5,200	6,000	
多目的広場 (半面)	〃	町内団体	1,300	1,300	1,300	1,500	
		町外団体	2,600	2,600	2,600	3,000	
		町内団体					
		町外団体					
備考	1 午前、午後及び夜間にわたって使用する場合は、各々の使用料の合計金額とする。 2 テニスコートの使用単位は、2時間を1回とし、別に定める使用時間帯の範囲とする。 3 テニスコートの照明料は、19時（10月から2月の間は17時）からを対象とする。 4 町内団体とは町内に在住し、在勤し、又は在学する者が半数以上在籍している団体とし、町外団体とはこれに該当しない団体とする。						

（八百津町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部改正）

第5条 八百津町小学校及び中学校の設置等に関する条例（昭和39年八百津町条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

施設	区分	単位	区分	使用料（円）			
				午前	午後	夜間	照明料
屋外運動場	八百津小学校	1回につき	町内団体	900	900	900	1,700
			町外団体	1,400	1,400	1,400	2,600
	和知小学校	〃	町内団体	900	900	900	1,700
			町外団体	1,400	1,400	1,400	2,600
	錦津小学校	〃	町内団体	900	900	900	1,700

			町外団体	1,400	1,400	1,400	2,600
久田見小学校	〃	町内団体	900	900			
		町外団体	1,400	1,400			
八百津東部中学校	〃	町内団体	900	900	900	1,700	
		町外団体	1,400	1,400	1,400	2,600	
屋内運動場	八百津小学校	1回／全面	町内団体	3,800	3,800	3,800	
			町外団体	5,800	5,800	5,800	
		1回／半面	町内団体	2,000	2,000	2,000	
			町外団体	3,000	3,000	3,000	
	八百津小学校（会議室）	1回につき	町内団体	1,200	1,200	1,200	
			町外団体	1,800	1,800	1,800	
	和知小学校	1回／全面	町内団体	1,900	1,900	1,900	
			町外団体	2,900	2,900	2,900	
		1回／半面	町内団体	1,000	1,000	1,000	
			町外団体	1,500	1,500	1,500	
錦津小学校	1回／全面	町内団体	1,900	1,900	1,900		
		町外団体	2,900	2,900	2,900		
		1回／半面	町内団体	1,000	1,000	1,000	
			町外団体	1,500	1,500	1,500	
	久田見小学校	1回／全面	町内団体	1,900	1,900	1,900	
			町外団体	2,900	2,900	2,900	
		1回／半面	町内団体	1,000	1,000	1,000	
			町外団体	1,500	1,500	1,500	
八百津中学校	1回／全面	町内団体	2,500	2,500	2,500		
		町外団体	3,800	3,800	3,800		
		1回／半面	町内団体	1,300	1,300	1,300	
			町外団体	1,900	1,900	1,900	
	八百津東部中学校	1回／全面	町内団体	2,500	2,500	2,500	
			町外団体	3,800	3,800	3,800	
		1回／半面	町内団体	1,300	1,300	1,300	
			町外団体	1,900	1,900	1,900	

備考 1 午前、午後及び夜間にわたって使用する場合は、各々の使用料の合計金額とす

る。

- 2 町内団体とは町内に在住し、在勤し、又は在学する者が半数以上在籍している団体とし、町外団体とはこれに該当しない団体とする。

(八百津町公民館条例の一部改正)

第6条 八百津町公民館条例（昭和43年八百津町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

八百津町公民館使用料

区分	単位	使用料			冷暖房料 (午前・午後 ・夜間各1回 につき)	
		午前 (8時30分～ 12時30分)	午後 (13時～ 17時)	夜間 (17時30分～ 21時30分)		
中央公民館	1階	調理実習室	1回につき	2,200円	2,200円	2,200円
		工作室1	〃	1,000円	1,000円	1,000円
		工作室2	〃	1,000円	1,000円	1,000円
	2階	研修室第1	〃	1,000円	1,000円	1,000円
		研修室第2	〃	1,000円	1,000円	1,000円
		研修室第3	〃	1,000円	1,000円	1,000円
		研修室第4	〃	1,000円	1,000円	1,000円
		研修室第1 (和室)	〃	1,800円	1,800円	1,800円
		研修室第2 (和室)	〃	1,000円	1,000円	1,000円
		研修室第3 (和室)	〃	1,000円	1,000円	1,000円
		講義室	〃	1,800円	1,800円	1,800円
		大研修室	〃	5,200円	5,200円	5,200円
		南展示場	〃	600円	600円	600円
		北展示場	〃	900円	900円	900円

大ホール	平日	〃	10,000円	10,000円	10,000円	3,900円 (1時間につき)
	土曜日・日曜 日・祝日	〃	12,500円	12,500円	12,500円	
錦津公民館	多目的ホール	〃	2,000円	2,000円	3,000円	500円
	研修室第1	〃	700円	700円	1,000円	
	研修室第2	〃	1,000円	1,000円	1,500円	
	研修室第3	〃	700円	700円	1,000円	
	学習室第1(和室)	〃	500円	500円	700円	
	学習室第2(和室)	〃	500円	500円	700円	
	調理実習室	〃	1,500円	1,500円	2,200円	
	相談室	〃	300円	300円	400円	
	事務室	〃	700円	700円	1,000円	
錦津コミュニティセンター	多目的ホール	〃	3,000円	3,000円	3,000円	800円
	研修室第1	〃	1,000円	1,000円	1,000円	
	研修室第2	〃	1,000円	1,000円	1,000円	
	研修室第3	〃	1,000円	1,000円	1,000円	
	和室	〃	1,000円	1,000円	1,000円	
	調理実習室	〃	1,500円	1,500円	1,500円	
福地公民館	会議室	〃	900円	900円	900円	800円
	和室	〃	1,500円	1,500円	1,500円	
	調理室	〃	2,200円	2,200円	2,200円	
	集会場	〃	3,000円	3,000円	3,000円	
備考	1 午前、午後及び夜間にわたって使用する場合は、各々の使用料の合計金額とする。 2 使用時間を算定する場合、1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に繰り上げるものとする。 3 石油ストーブ等を使用する場合は、午前・午後・夜間各1回1個につき300円を使用料に加算する。 4 この表以外の使用料は、教育委員会が別に定める。					

(八百津町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 八百津町社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和58年八百津町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

八百津町社会体育施設使用料

施設	区分	単位	区分	使用料（円）			
				午前	午後	夜間	照明料
運動場	和知運動場	1回につき	町内団体	900	900	900	1,700
			町外団体	1,400	1,400	1,400	2,600
	旧八高運動場	〃	町内団体	900	900		
			町外団体	1,400	1,400		
福地運動場	〃	町内団体	900	900	900	1,700	
			町外団体	1,400	1,400	1,400	2,600
	潮南運動場	〃	町内団体	900	900	900	1,700
			町外団体	1,400	1,400	1,400	2,600
潮南多目的運動場	〃	町内団体	900	900			
			町外団体	1,400	1,400		
	〃	町内団体	900	900			
			町外団体	1,400	1,400		
体育館	福地体育館	1回／全面	町内団体	1,900	1,900	1,900	
			町外団体	2,900	2,900	2,900	
		1回／半面	町内団体	1,000	1,000	1,000	
			町外団体	1,500	1,500	1,500	
	潮南体育館	1回／全面	町内団体	1,900	1,900	1,900	
			町外団体	2,900	2,900	2,900	
		1回／半面	町内団体	1,000	1,000	1,000	
			町外団体	1,500	1,500	1,500	
テニスコート	和知テニスコート	1面／2時間	町内団体	900	900	900	1,500
			町外団体	1,400	1,400	1,400	2,300
	久田見テニスコート	〃	町内団体	900	900	900	1,500
			町外団体	1,400	1,400	1,400	2,300
ゲートボール場	和知ゲートボール場	1回につき	町内団体	200	200		
			町外団体	200	200		
備考	1 午前、午後及び夜間にわたって使用する場合は、各々の使用料の合計金額とする。 2 テニスコートの使用単位は、2時間を1回とし、別に定める使用時間帯の範囲とする。						

- |  |
|--|
| 3 テニスコートの照明料は、19時（10月から2月の間は17時）からを対象とする。                      |
| 4 町内団体とは町内に在住し、在勤し、又は在学する者が半数以上在籍している団体とし、町外団体とはこれに該当しない団体とする。 |

（八百津町武道館設置及び管理に関する条例の一部改正）

第8条 八百津町武道館設置及び管理に関する条例（昭和50年八百津町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改正する。

別表（第8条関係）

区分 施設	単位	区分	使用料（円）		
			午前	午後	夜間
柔剣道場	1回につき	町内団体	1,400	1,400	1,400
		町外団体	2,100	2,100	2,100
備考	1	午前、午後及び夜間にわたって使用する場合は、各々の使用料の合計金額とする。			
	2	町内団体とは町内に在住し、在勤し、又は在学する者が半数以上在籍している団体とし、町外団体とはこれに該当しない団体とする。			

（八百津町B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第9条 八百津町B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例（昭和59年八百津町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

区分 施設	単位	区分	使用料（円）		
			午前	午後	夜間
体育館	アリーナ1回につき	町内団体	全面	2,400	2,400
			2／3面	1,600	1,600
			半面	1,200	1,200
			1／3面	800	800
		町外団体	全面	2,900	2,900
			2／3面	2,000	2,000
			半面	1,500	1,500
			1／3面	1,000	1,000
	ミーティングルーム	町内団体		600	600
				700	700
	1回につき	町外団体		700	700

艇庫	1人1回につき	町内団体	高校生以下	800	800	
			一般	1,600	1,600	
		町外団体	高校生以下	1,000	1,000	
			一般	1,900	1,900	

」を

「

区分 施設	単位	区分	使用料（円）		
			午前	午後	夜間
体育館	アリーナ1回につき	町内団体	全面	2,500	2,500
			2／3面	1,700	1,700
			半面	1,300	1,300
			1／3面	800	800
		町外団体	全面	3,800	3,800
			2／3面	2,600	2,600
			半面	1,900	1,900
			1／3面	1,300	1,300
	ミーティングルーム 1回につき	町内団体		600	600
				900	900
艇庫	1人1回につき	町内団体	高校生以下	1,200	1,200
			一般	2,400	2,400
		町外団体	高校生以下	2,400	2,400
			一般	4,800	4,800

」に

改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(八百津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この条例による改正後の八百津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条第2号及び別表の規定は、施行日以後の許可申請及び一般廃棄物処理に係る手数料について適用し、施行日前の許可申請及び一般廃棄物処理に係る手数料については、なお従前の例による。

(八百津町農村コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例による改正後の八百津町農村コミュニティセンター設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(八百津町法定外公共物管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この条例による改正後の八百津町法定外公共物管理条例別表第1(2)、別表第2及び別表第3の規定は、施行日以後に占使用等の許可を受けたものに係る占用料等について適用し、施行日前の占使用等の許可を受けたものに係る占用料等については、なお従前の例による。

(八百津町公園条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 この条例による改正後の八百津町公園条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(八百津町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この条例による改正後の八百津町小学校及び中学校の設置等に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(八百津町公民館条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 この条例による改正後の八百津町公民館条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(八百津町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 この条例による改正後の八百津町社会体育施設の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(八百津町武道館設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 この条例による改正後の八百津町武道館設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(八百津町B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 この条例による改正後の八百津町B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案説明)

受益者負担の適正化方針に基づき、各種手数料及び使用料の額等の改定を行うため、関係条例の一部を改正する。

議案第 73 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和 7 年 1 月 23 日提出

八百津町長 金子政則

1 物品の名称、数量	小中学校大型表示装置 57 台ほか一式
2 取得の目的	所有権移転付き賃貸借契約（長期継続契約）の期間満了による取得
3 取得の方法	無償譲渡
4 借入の期間	令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日まで
5 取得の日	令和 13 年 3 月 1 日
6 契約の方法	指名競争入札
7 契約の金額	月額 243,760 円 総額 14,625,600 円
8 契約の相手方	岐阜市神田町 7 丁目 12 番地 十六リース株式会社 代表取締役 白木 幸泰

（提案説明）

大型表示装置等を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び八百津町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年八百津町条例第 2 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

議案第74号

指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月3日提出

八百津町長 金子政則

1 管理を行わせる公の施設の名称

八百津町東部デイサービスセンター

2 指定管理者となる団体の所在地及び名称

八百津町伊岐津志2053番地1

社会福祉法人 双和会

理事長 粕谷孝信

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案説明)

八百津町東部デイサービスセンターに係る指定管理者を指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

議案第 75 号

美濃加茂市と八百津町の定住自立圏形成協定を変更することについて

美濃加茂市及び八百津町の間における定住自立圏形成協定の全部を別紙のとおり変更するため、八百津町議会の議決すべき事件に関する条例（平成 22 年八百津町条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 3 日提出

八百津町長 金子政則

1 定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更する協定書 別紙

（提案説明）

令和 3 年 4 月に策定した「第 3 次共生ビジョン」の期間が令和 7 年度までとなっていることから、令和 8 年度から開始する「第 4 次共生ビジョン」で実施する取組分野に応じて協定書の全部を変更する。

議案第 76 号

八百津町過疎地域持続的発展計画の変更について

八百津町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

八百津町長 金子政則

1 八百津町過疎地域持続的発展計画 別紙

（提案説明）

八百津町過疎地域持続的発展計画を変更するため、議会の議決を経て、これを主務大臣に提出する。

議案第 77 号

監査委員の選任につき同意を求めるについて

八百津町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

八百津町長 金子政則

1 識見を有する者

住 所 八百津町八百津 4997 番地 1

氏 名 渡邊 茂

昭和 28 年 4 月 8 日生